

改正水質汚濁防止法全国説明会の追加開催について

水質汚濁防止法の一部を改正する法律（以下「改正水濁法」という。）が平成23年6月22日に公布され、平成24年6月1日に施行されます。

昨今の調査で、工場または事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、全国的に毎年継続的に確認されています。

これを受け、地下水汚染の未然防止を図るため、有害物質を貯蔵する施設等の設置者に対する規定が追加されています。

1) 有害物質の貯蔵施設等に対する届出対象施設の拡大

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等について、都道府県知事等に事前に届け出なければならないこととする。

2) 有害物質の貯蔵施設等に対する構造等の基準遵守義務の創設等

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととする。また、都道府県知事等は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ命令できることとする。

3) 有害物質の貯蔵施設等に対する定期点検の義務の創設

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造・仕様の方法等について、定期的に点検しなければならないこととする。

この改正水濁法の円滑な施行を図るため、事業者・業界団体の皆様に対応していただきたい点などを説明することを目的に、環境省が改正水濁法についての説明会を全国3箇所で開催します。

参加を希望される方は、開催日時及び申し込み方法等の詳細について、環境省で発表している報道発表資料（次のURL）をご確認の上、環境省の方へ直接お申し込みください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14775>